

令和元年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和元年9月17日午前8時56分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	樫山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		住民生活課員	瀬田和哉
企画員		企画員	
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員	三浦誠
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田忠弘	上下水道課長	橋本秀行
上下水道課 企画員	谷本誠	教育委員会 総務課長	中松秀夫
教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	前芝由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 8 1 号 上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 8 2 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 8 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 8 4 号 上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議案第 8 5 号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第 8 6 号 上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 7 号 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 8 号 上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 9 号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 9 0 号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 9 1 号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 9 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 13 議案第 9 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 30 年度 第 5 号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）
- 日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 16 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 議員派遣の件について
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 6 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

本日もクールビズ対応で、上着をとっていただいて結構です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 3 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 7 分

再開 午前 9 時 0 3 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

議事日程に入る前に、定例会初日に吉本議員から監査委員への質問がされました。これに対する質疑応答書が議長宛てに提出されておりますので、監査委員より報告をしていただきます。

監査委員、山本明生君。

○ 1 1 番（山本明生）

おはようございます。

本定例会第 1 日目における監査委員報告に対し、道の駅くちくまのの指定管理について、町と商工会の協定書では、町の承認を得て一部は指定管理してもよいが、全てを指定管理することができないとあるが、実態は全てを別の業者に委託しているのではないか、そのような実態を把握しているか、調べてみるべきではないか、調べた結果そうであれば、監査委員として是正を求めるべきではないかという趣旨の質疑がありましたので、9 月 10 日付で、井上代表監査委員との連名による質疑応答書で、議長宛てに回答いたしました。

お手元に写しを配付していただいておりますので、朗読いたします。

「道の駅くちくまの」について、今般の決算審査では特に指摘はしておりませんが、指定管理者制度の状況については、平成 30 年度に実施した定期監査において監査をしており、「道の駅くちくまの」の商工会との指定管理については、地方自治法及び協定書第 9 条の委託等の制限に抵触しないか等、充分検討するよう努められたい。と指摘し

ています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

以上で質疑に対しての報告を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 8 1 号～日程第 1 3 議案第 9 3 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 1 議案第 8 1 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第 1 3 議案第 9 3 号、工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 5 号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件まで 1 3 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がございますので、これを許可いたします。

△日程第 1 議案第 8 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 8 1 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 1 号、上富田町役場出張所設置並びにその名称、位置及び所管区に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２ 議案第８２号

○議長（大石哲雄）

日程第２ 議案第８２号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第８２号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３ 議案第８３号

○議長（大石哲雄）

日程第３ 議案第８３号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 3 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 4 議案第 8 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 4 議案第 8 4 号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 84 号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 5 議案第 85 号

○議長（大石哲雄）

日程第 5 議案第 85 号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 85 号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 86 号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第86号、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第86号、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第87号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第87号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 87 号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 8 議案第 88 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 88 号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 88 号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 9 議案第 89 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 89 号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）の件について、質疑を行います。

ページごとに、支出から行います。

12 ページをあけてください。12 ページ、13 ページでございませんか。

12 番、木本君。

○12 番（木本眞次）

13 ページの役務費の中に町有建物火災保険料、これは町に山を持っているんですけども、これ山は含まれていないんですかね、建物と書いてあるねんけれども。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

12 番、木本議員のご質問にお答えします。

ここでいう町有建物火災保険につきましては、建物だけになります。今回の補正に対しては、岩田公民館の建てかえによる分となります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12 番、木本君。

○12 番（木本眞次）

そしたら、山は別に入ってくれているんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

12 番、木本議員のご質問にお答えいたします。

山林についての火災保険の件でございますが、加入はしてございます。ちょっとすみません、何年度ということがすぐ今にわかには出ないんですが、3 年に 1 度の掛金になっておりますので、ある年だけもっと膨らむということになります。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 1 2 番（木本眞次）

了解。

○議長（大石哲雄）

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なければ 1 4、1 5。

ないですか。なければ 1 6 ページ、1 7 ページ。

1 0 番、九鬼君。

○ 1 0 番（九鬼裕見子）

1 7 ページの土木費の、補償、補填及び賠償金の建物補償費のところでは 3 6 0 万円になっていますが、説明では車庫の移転との説明でしたが、費用補償の計算基礎及び根拠について説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

1 0 番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

建築補償費につきましては、馬ノ谷本線改良工事に伴う倉庫兼車庫の補償費でございます。工事予定範囲内にこの物件があるため、移転が必要であります。内訳としまして、倉庫の新規建築工事で 3 2 5 万、倉庫の解体工事で 3 5 万となっております。

現状の旧倉庫は、鉄筋コンクリートづくりで高さ 3 メートル、縦 3. 7 5 メートル、横 5. 5 8 メートルで、基礎についてはしっかりしたコンクリートのべた基礎づくりとなっております。測量設計委託に基づき積算した金額で、敷地面積、建物の大きさはほぼ同じ大きさを積算してございます。

倉庫の建築の内訳としまして、土木工事、鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事、屋根外壁工事、左官工事、塗装工事が主なもので、そのうちの基礎部分については捨てコンクリート、基礎コンクリート、土間コンクリート等でございます。

金額の積算根拠は、国土交通省が出している公共建築工事積算基準を当てはめて算出して求めた金額でございます。また、解体についても同様の基準で算出しておりますので、以上ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ほかにごいませんか。

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

おはようございます。

今の九鬼議員の質問の続きになるんですけれども、最後に公共施設の積算根拠に伴うものやという話がありましたが、建てる物件は個人さんのものになるんですか、公共物になるわけですか。

（「個人の」と栗田産業建設課長呼ぶ）

○2番（正垣耕平）

これ、公共施設を建てる時の積算根拠が当てられているということは、また後にこの額は変わってくるよという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

2番、正垣議員の質問にお答えします。

個人の建物、物件なんですけれども、工事の関係でその物件が工事される擁壁の横に立ってございます。その物件を潰して向こうへ、別の場所へ新たに新しい建物として建てる補償費でございます。

ただ、補償費につきましては委託業者に測量設計を委託しておりまして、その中で出てきた屋根、外壁、鉄骨といろんな形の部分部分の細かい物の部材に対しまして、部材の金額というのが、国土交通省が決めております公共建築工事の基準の金額を当てはめて正確に積算した金額でございますので、ご了承のほうよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時23分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ほかにございませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

聞かんとこうかと思ったんですけれども、ちょっと状況は、360万のお金を渡す、基準に対して出すということですが、そうすると、検査とかありますよね、都市計画地域でベタの基礎して、また検査やるにも、もちろんこの個人さんがやって、それで確認もそっちでやってということで、例えば民間でやろうと思ったら、基準に合いながら部材の価格であるとかそういったことも証言できると思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えになられますか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

8番、松井議員さんの質問にお答えさせていただきます。

検査等は、個人さんにうちから補償費を渡しまして、それに基づく建物の大きさを指定しておりますので、それで基本的に建ててもらうというのが今回の補償費でございますけれども、検査等というのが、実際役場が現場で入って検査を行うわけでございませんで、確実にそのものが建っているかどうかということに関しましては、都市計画で本人が県に建築確認の申請を行いますので、その書類等で県に確認とりまして、きちんとしたものを建てているかどうかというのも、うちからも行かせていただいて対応していきたいと考えております。

また、税務署の関係もございまして、税務署協議はもう既に終わっておりますけれども、今回この予算が議会のほうで通りましたら、税務署のほうへもきちんとした届け出を出したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時26分

○議長（大石哲雄）

再開します。

松井君、よろしいか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なければ18、19ページ。

なければ20、21ページ。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なければ、歳入は全体でいきます。6ページから11ページまで。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なし。それでは、全体でございませんか。なし。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第89号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第９０号

○議長（大石哲雄）

日程第１０ 議案第９０号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）の件について、質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第９０号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１ 議案第９１号

○議長（大石哲雄）

日程第１１ 議案第９１号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第２号）の件について、質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 9 1 号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 議案第 9 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 9 2 号、和解及び損害賠償の額の決定についての件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 9 2 号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 13 議案第 93 号

○議長（大石哲雄）

日程第 13 議案第 93 号、工事請負変更契約の締結について（平成 30 年度 第 5 号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、松井君。

○8 番（松井孝恵）

議案第 93 号、変更前が約 5,647 万円で約 18% の減額ということなんですけれども、非常に大きいと思うんです、18%。きちんとこうなった原因の分析はできておられますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

おはようございます。8 番、松井議員のご質問にお答えします。

上富田中学校第 5 工区の電気工事であります。工事の契約後、受注業者と設計事務所及び町担当者が施工計画協議で現場立ち会いのとき、受注業者より、幹線設備工事で送電ケーブルの数量が多いことの指摘がありました。

設計事務所が精査したところ、コンピューター図面ソフトの縮尺設定で数量の読み違いがあることに気づきまして、その誤りを判明したために、町教育委員会に報告があり、減額補正をお願いするものです。契約後の減額については、町への被害はございません。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

8 番、松井君。

○8 番（松井孝恵）

もう一点だけ、端的に質問いたします。

本件のこの原因はそういうことだということですが、これはいわば、そういった設計した側に原因があったのか、あるいは受けたこちら側にあったのか、その点だけちょっと答えていただけませんか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

8番、松井委員の質問にお答えします。

これは設計業者の実際のミスでありまして、設計業者のほうから町、私と副町長、そして教育長、担当課の教育委員会のほうも入って謝罪に来られております。それで、業者に対しても、今後ちょっと少しの間のペナルティーはあるよということまで、業者には伝えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君、結構。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時38分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第93号、工事請負変更契約の締結について（平成30年度 第5号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 4 諮問第 1 号～日程第 1 7 諮問第 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 4 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件から日程第 1 7 諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来 3 3 3 5 番地の 1、檜木正行、生年月日、昭和 2 8 年 8 月 2 7 日。

令和元年 9 月 1 7 日提出。

上富田町長奥田誠。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町生馬 2 8 5 9 番地、氏名、出水精一、生年月日、昭和 2 9 年 5 月 2 9 日。

令和元年 9 月 1 7 日提出。

上富田町長奥田誠。

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町市ノ瀬 1 2 7 1 番地の 2、氏名、宮本勲、生年月日、昭和 2 4 年 1 月

7 日。

令和元年 9 月 17 日提出。

上富田町長奥田誠。

諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来 2330 番地の 13、氏名、幾島浩恵、生年月日、昭和 44 年 5 月 1 日。

令和元年 9 月 17 日提出。

上富田町長奥田誠。

人権擁護委員の候補者推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、町長は、法務大臣に対して町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者を候補者として、議会の意見を聞き、推薦すると定めています。

現在、上富田町における人権擁護委員は 6 名でございますが、このうち 4 名の委員が本年 12 月 31 日をもって任期満了となります。今回、任期満了となる 4 名のうち、樫木正行氏、出水精一氏、宮本勲氏の 3 氏の方々は、人権擁護委員としての経験、また人権問題にも精通し、積極的に業務に取り組んでいただいていることから、人権擁護委員として推薦したいと考えております。

また、岡上方子氏につきましては、平成 23 年 1 月から人権擁護委員としてご尽力をいただいておりますが、本人より辞退したい旨の申し出がありますので、今回、朝来地区在住の幾島浩恵氏を人権擁護委員として推薦したいと考えております。

幾島浩恵氏は、長年地域活動などに精力的に取り組まれており、さまざまな活動の実績から、地域住民の信頼も厚く、何より人権擁護への理解も深いことから人権擁護委員として適任であります。

以上の 4 名の方々を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。どうかよろしくお願いいたします。任期としましては、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 カ年となります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本件については、9 番、樫木正行君の一身上に関する件と認められますので、地方自

治法第117条の規定により、榎木正行君を除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、榎木正行君を除斥することに決しました。

榎木正行君の退席を求めます。

(榎木正行議員 退席)

○議長(大石哲雄)

4件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の件は適任とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

(榎木正行議員 着席)

再開 午前 9時46分

○議長（大石哲雄）

再開します。

檜木正行議員の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任とすることに決しましたのでご報告いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号の件は適任とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○議長（大石哲雄）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号の件は適任とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号の件は適任とすることに決しました。

10時まで休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時57分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第18 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第18 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第19、委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より27項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会樫木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本

眞次委員長より３項目、以上となっております。

また、２としまして、目的については所管事務調査、３、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知及び第７４条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和元年第３回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、まことにありがとうございます。

平成３０年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定は、決算審査特別委員会を設置して審査していただくことになりました。木本委員長さんを初め委員の皆さんには、ご多忙のことと存じますが、審査していただき、認定していただけるようお願いいたします。

まず、９月１４日に開催されましたラグビーワールドカップアフリカ地区代表のナミビア共和国チームのウェルカムセレモニーでは、一生に１度のこのビッグイベントに何かお手伝いできないかと、熊野高校ラグビー部が中心となり、上富田１万５千羽鶴プロジェクト、ナミビアブループロジェクトを立ち上げ、幼児からお年寄りまでオール上富田で折り鶴を折ってもらって、ナミビアの国旗など、熊高生を初め一般の方もご協力

をいただき、作成していただきました。上富田町公認キャンプ地実行委員会の皆さん、議員の皆さんを初め多くの町民の皆さんに参加していただき、盛大に開催できましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。

また、ナミビア大使館ルスウェニョ大使一行は、13日に上富田町に到着され、14日当日の午前中は町内の水稲収穫見学等農業について意見交流を行い、午後からは私も同行し本宮大社へ参拝し、九鬼宮司によるナミビア共和国チームの必勝祈願を行っていただき、翌日ルスウェニョ大使から選手一人一人にお守りを手渡し、必勝を誓ったところです。上位を目指して頑張ってくれると思います。

次に、総務教育常任委員会では説明をしていますが、9月22日午後2時15分からナミビア対イタリア戦がキックオフとなります。当日、文化会館におきまして、ラグビーワールドカップパブリックビューイングを行いますので、議員の皆さんを初め多くの町民の皆さんに観戦していただき、ナミビア共和国チームの応援をよろしく願いいたします。

次に、強い台風15号は、9月9日の未明に千葉市付近に上陸し、関東に上陸した台風では最強クラスで、記録的な暴風が吹き、非常に激しい雨が降りました。この台風15号で甚大な被害を受けられました皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

次に、市ノ瀬診療所につきましては、8月30日の午前中で診療業務を終え、9月2日から5日まで相談業務を行い、現在レセプト点検などの事務作業や診療所の片づけを行っており、今月末で廃止となります。西山先生を初めスタッフの皆さんには、診療所運営にご尽力を賜りましたことに深く感謝と敬意を申し上げます。

次に、第4回定例会までにはさまざまな行事が予定されていまして、9月22日には各小学校の運動会と、先ほども説明しましたが、パブリックビューイングがあります。9月26日には敬老訪問、10月13日には第43回スポーツの祭典、19日には戦没者慰霊祭、27日には防災訓練、28日から10日間、オーストラリアタミンミン校の生徒たちが訪問されます。11月3日には健康福祉と文化のまつりと農業祭、11月9日から12日までねりんピック紀の国わかやま2019などの行事が多々ありますが、議員各位におかれましてもご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げまして、令和元年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和元年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 中井 照恵

議事録署名議員 吉本 和広